

# 議案等の審議結果一覧

## 平成26年第3回定例議会

平成26年3月6日～3月20日

議案番号	件名	議案等の概要	結果
議案第5号	特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する。	文化情報センターの設置により、司書業務の嘱託員を新たに配置するための、報酬等を定める。	原案可決 (全会一致)
議案第6号	恩納村環境保全条例の一部を改正する。	建物の高さの基準が、恩納村環境保全条例から景観村づくり条例に移す為の改正です。	原案可決 (全会一致)
議案第7号	恩納村税条例の一部を改正する改正する条例	地方税法施行令の一部を改正する政令、及び施行規則の一部が改正されたため、村の税条例も改正が必要となった。	原案可決 (全会一致)
議案第8号	恩納村国民健康保険条例の一部を改正する。	地方税法施行令の一部を改正する政令、及び施行規則の一部が改正されたため、村の国民健康保険条例も改正が必要となった。	原案可決 (全会一致)
議案第9号	恩納村社会教育委員に関する条例の一部を改正する条例	第3次一括法の施行により、社会教育委員の委嘱や定数等の基準を細かく定める。	原案可決 (全会一致)
議案第10号	恩納村体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例	赤間運動場のトレーニングルームの使用基準や料金を設定する。	原案可決 (全会一致)
議案第11号	恩納村附属機関設置条例の一部を改正する条例	附属機関として調査審議を行うため、「恩納村景観村づくり審議会」、「恩納村里海づくり推進協議会」を設置することを定める。	原案可決 (全会一致)
議案第12号	消費税法等の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例	消費税の改正により、村の道路占用料、漁港施設の使用料、水道料金等に改定された消費税率を適用する。	原案可決 (全会一致)
議案第13号	恩納村景観むらづくり条例の制定	地域の特性を生かした恩納村らしい景観の実現を図るため条例を制定する。 (別項記事参照)	原案可決 (全会一致)
議案第14号	平成25年度恩納村一般会計補正予算(第7号)	歳入歳出予算の総額は94億8,204万4千円で今回は2,466万9千円の減額になります。	原案可決 (全会一致)
議案第15号	平成25年度恩納村国民健康保険特別会計補正予算(第4号)	歳入歳出予算の総額は15億8,613万9千円になり、今回は338万6千円の減額になります。	原案可決 (全会一致)
議案第16号	平成25年度恩納村後期高齢医療特別会計補正予算(第4号)	歳入歳出予算の総額は9,260万2千円で今回の追加額は525万6千円の減額になります。	原案可決 (全会一致)
議案第17号	平成25年度恩納村下水道事業特別会計補正予算(第4号)	これまでの予算総額から3,584万3千円を減額し、総額を9億947万4千円になります。	原案可決 (全会一致)
議案第18号	平成25年度恩納村水道事業会計補正予算(第4号)	収益的収入及び支出の補正額は1,344万6千円を増額し、総額5億6,285万9千円とする。	原案可決 (全会一致)
議案第19号	平成26年度恩納村一般会計予算	歳入歳出予算は総額72億4,975万5千円で前年度より10億6,063万5千円(12.8%)の減額となります。 (別項記事参照)	原案可決 (全会一致)
議案第20号	平成26年度恩納村国民健康保険特別会計予算	歳入歳出予算は総額15億8,352万1千円で前年度より1億7,662万4千円(12.6%)の増額になります。 (別項記事参照)	原案可決 (全会一致)
議案第21号	平成26年度恩納村後期高齢者医療特別会計予算	歳入歳出予算は総額9,125万円で前年度より596万1千円(6.14%)の減額です。	原案可決 (全会一致)
議案第22号	平成26年度恩納村下水道事業特別会計予算	歳入歳出予算は総額10億5,275万1千円で前年度より1億3,254万5千円(14.4%)の増額になります。	原案可決 (全会一致)
議案第23号	平成26年度恩納村水道事業会計予算	収入予算は5億8,255万5千円で、支出予算は7億1,474万5千円となります。不足する1億3,219万円は過年度分損益勘定留保資金で補てんされます。 (別項記事参照)	原案可決 (全会一致)
議案第24号	安富祖ガム本体(その3)工事請負契約	解約の方法:随意契約 契約金額:6億274万8千円 契約の相手:梅林建設(株)・(有)丸宮組JV	原案可決 (全会一致)
議案第25号	瀬良垣多目的施設の指定管理者の指定	指定管理者 住所:恩納村瀬良垣299番地 名称:恩納村瀬良垣区、代表者:瀬良垣区長 期間:平成26年4月～平成28年3月まで	原案可決 (全会一致)

# 議員の資質向上に期待

委発第1号

恩納村議会政務活動費の交付に関する条例が可決されました。

### 制度の目的

地方公共団体の自己決定権、自己責任が拡大する中で、地方議会が担う役割は、ますます重要になっています。議会の活性化を図るためには、その審議能力を強化していくことが必要不可欠であり、議員の調査活動基盤の充実強化を図る観点から地方自治法によって政務活動費の交付制度が設けられています。

### 政務活動費とは

議員は議会の本会議や委員会に出席し、村政に関する質問や議案の審議といった議会活動にとどまらず、以下のような様々な活動を行うため、必要な経費の一部として交付されます。

- ・村政の課題等、議会で審議する案件について行う調査研究及び情報収集のための活動。
- ・地域住民からの村政に関する要望および意見の聴取並びに地域住民との意見交換のために行う活動
- ・議会活動、村政に関する政策等を住民に対し広報するための活動。
- ・要請陳情活動および住民相談等の活動。

### 他市町村の政務活動費の状況

## 政務活動費県内一覧

平成26年4月1日現在

	支給月額(円/議員1人当り)	交付対象		支給月額(円/議員1人当り)	交付対象
県議会	100,000(会派)	会派(1人会派含む)	南城市	10,000	会派
	150,000(議員)年間300万円	議員		(年間12万円)	議員
那覇市	90,000	会派	西原町	10,000	議員
	(年間108万円)	議員		(年間12万円)	
石垣市	25,000	会派	金武町	30,000	議員
	(年間30万円)	議員		(年間36万円)	
浦添市	20,000	会派	与那原町	5,000	議員
	(年間24万円)	(1人会派含む)		(年間6万円)	
名護市	25,000	会派	中城村	10,000	議員
	(年間30万円)	(1人会派含む)		(年間12万円)	
糸満市	10,000	会派	八重瀬町	10,000	議員
	(年間12万円)	議員		(年間12万円)	
沖縄市	30,000	会派	北谷町	15,000	議員
	(年間36万円)	(1人会派含む)		(年間18万円)	
宜野湾市	10,000	会派	読谷村	15,000	議員
	(年間12万円)	議員		(年間18万円)	
豊見城市	10,000	議員	北中城村	10,000	議員
	(年間12万円)			(年間12万円)	
うるま市	20,000	会派	南風原町	15,000	議員
	(年間24万円)	議員		(年間18万円)	
宮古島市	5,000	議員	26.4.1施行	10,000	議員
	(年間6万円)		26.4.1施行	(年間12万円)	

\*収支報告書への領収書の写し等の添付は全議会必要

記事担当 長浜善巳